

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第34期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Omega Project Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 宜彰

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田1-11-15

【電話番号】 03-5447-7750

【事務連絡者氏名】 取締役 諸橋 裕

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田1-11-15

【電話番号】 03-5447-7750

【事務連絡者氏名】 取締役 諸橋 裕

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期 当第3四半期 連結累計期間	第34期 当第3四半期 連結会計期間	第33期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	2,335,713	694,841	3,747,290
経常損失(△) (千円)	△448,099	△218,673	△1,025,801
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△1,502,860	△359,697	△6,240,426
純資産額 (千円)	—	983,429	1,047,748
総資産額 (千円)	—	3,161,775	5,162,659
1株当たり純資産額 (円)	—	3.11	5.99
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△9.24	△1.81	△76.31
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	19.6	13.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△605,552	—	389,248
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△853,912	—	△1,168,625
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	952,454	—	1,066,166
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	194,642	702,996
従業員数 (名)	—	167	176

(注1) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	167 (91)
---------	----------

(注1) 従業員数は就業人数であり、役員、使用人兼務役員は除いております。

(注2) 従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー・アルバイト)の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	21
---------	----

(注) 従業員数は就業人数であり、役員、使用人兼務役員は除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの提供するサービスは受注生産形態をとらないものが多く、事業の種類別に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
レジャー事業	618,644
映像・音盤関連事業	52,446
投資事業	12,500
その他の事業	11,250
合計	694,841

(注1) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題を背景とする米国金融機関の破綻による国際的な経済の減速や金融資本市場の混乱、企業業績悪化による設備投資の減少及び金融資産の目減り、雇用環境悪化等の影響による個人消費の鈍化などにより、景気後退の流れは一層高まる展開となりました。

レジャー事業を取巻く業界においては、原油価格の高騰による燃料高や、個人消費の低迷により外出が控えられている状況にあります。映像・音盤関連事業を取巻く業界においては、人気テレビドラマの映画化等、ニーズを捉えた作品が幅広い年齢層から支持を受けております。また、通信インフラの整備や多様な端末の普及に伴う、コンテンツの表現方法の多様化により、引続きマーケットが拡大傾向にあるものの、消費マインドの冷え込み等、厳しい環境にあります。投資事業を取巻く環境としては、サブプライム問題に端を発する金融市場の混乱等により、事業環境は依然として厳しい状況下にあります。

こうした状況のもと、当社はより一層の経営の効率化を図るとともに、積極的な営業活動を推し進めてまいりましたが、当社グループの経営環境は依然として不安定かつ厳しい状況であります。

平成21年2月6日付「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」にて発表した通り、当社個別におきまして、従前から保有している営業投資有価証券の一部におきまして、今後の金融市場の動向と回復可能性を慎重に判断した結果、営業投資有価証券評価損を特別損失として計上いたしました。また、当社グループの関係会社の財務状況及び業績悪化等を精査した結果、関係会社株式評価損を特別損失として経常しております。

連結におきまして、上記個別の特別損失に加えて当社子会社について、リスク管理の厳格化を推し進めべく事業及び資産状況を勘案した結果、のれん償却額を特別損失として計上いたしました。

これらの影響により、連結仕訳を行った結果、個別で合計345百万円、連結で合計129百万円を特別損失として計上いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間は、売上高694百万円、営業損失219百万円、経常損失218百万円、四半期純損失359百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間の概況を部門別に示すと次のとおりであります。

(レジャー事業)

当第3四半期連結会計期間におけるレジャー事業につきましては、株式会社サボテンパークアンドリゾートが運営する伊豆3公園（伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆海洋公園）は、広告宣伝や積極的な営業活動を行い、大口顧客の誘致を図るとともに、伊豆シャボテン公園は50周年を迎え、各種記念イベントを実施し、集客に努めてまいりました。また、平成19年10月にオープンいたしました「伊豆高原旅の駅 ぐらんぱるぽーと」も好評であり、これらの成果により、伊豆3公園への来場者数及び売上高は増加いたしました。その他に伊豆スカイラインリゾート株式会社が運営する「伊豆スカイラインリゾート倶楽部」も順調に稼働しております。

この結果、レジャー事業においては、売上高618百万円となりました。

(映像・音盤関連事業)

当第3四半期連結会計期間における映像・音盤関連事業につきましては、株式会社FLACOCOが三和酒類株式会社の「いいちこ 日田全麴」のTV-CM制作及び大手化粧品メーカーのグラフィック広告の制作等を手掛けております。また、ドラマ作品においては、高畑淳子や村田雄浩などが出演した「街占師」、森村誠一原作で三浦友和や野際陽子などが出演した「時」、現WBC世界フライ級チャンピオン内藤大助選手の自叙伝を原作とした「内藤大助物語 いじめられっ子のチャンピオンベルト」を当社グループが撮影・業務協力を行いました。

その他に、当社グループが保有する既存コンテンツの二次利用等による著作権収入がありました。

この結果、映像・音盤関連事業においては、売上高52百万円となりました。

(投資事業)

当第3四半期連結会計期間における投資事業につきましては、投資環境を慎重に判断しながら、先般より不安定となっております事業基盤の整理・再構築等を推し進めてまいりました。

この結果、投資事業においては、売上高12百万円となりました。

(その他の事業)

当第3四半期連結会計期間におけるその他の事業につきましては、当社保有の不動産物件による賃貸収入等がありました。

この結果、その他の事業においては、売上高11百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

1. 資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,365百万円減少し、979百万円となりました。これは主として、現金及び預金が508百万円減少したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて635百万円減少し、2,182百万円となりました。これは主として、投資有価証券が705百万円減少したこと等によります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて2,000百万円減少し、3,161百万円となりました。

2. 負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて1,928百万円減少し、1,463百万円となりました。これは主として、買掛金が1,012百万円減少したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,936百万円減少し、2,178百万円となりました。

3. 純資産

純資産合計は、983百万円となりました。

1株当たり純資産は、前連結会計年度末より2円88銭減少し、3円11銭となりました。また、自己資本比率は前連結会計年度末の13.0%から19.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期会計期間末に比べ35百万円増加し、194百万円となりました。

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、使用した資金は43百万円となりました。これは主として、税金等調整前四半期純損失によるものであります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、使用した資金は20百万円となりました。これは主として、貸付金の支出によるものであります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、獲得した資金は100百万円となりました。これは主として、第6回新株予約権行使等の株式の発行によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、平成19年3月期におきまして営業損失1,796,524千円、当期純損失6,169,368千円を計上し、平成20年3月期におきまして営業損失1,092,523千円、当期純損失6,240,426千円を計上し、平成21年3月期第3四半期連結会計期間におきましても営業損失219,468千円、四半期純損失359,697千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況に該当しております。

当第3四半期連結会計期間における当社グループは、レジャー事業においては、営業活動での大口顧客誘致などにより各施設の入場者数並びに売上高は増加しましたが、映像・音盤関連事業における映像制作の受注の減少や、投資事業においても市場環境の悪化等により有価証券の売却が当初見込みよりも進まず、売上高は減少しました。また、経費面においては、スポンサー費用を含む広告宣伝費やレジャー施設等の減価償却費の計上があるものの、賃借料等費用削減に努めた結果、ほぼ例年通りの数字で推移しておりますが、当初策定した費用削減計画を下回る見込みであり、当第3四半期連結会計期間においても営業損失が発生しております。

平成21年3月期につきましては、レジャー事業においては、株式会社アイアイ（スポーツ製品の製造販売等）との資本・業務締結契約によりアイアイ社と共同でスポーツ選手向け製品の開発・販売による事業拡充を見込むと共に、当社の映像制作企業といったハード面や豊富なりレーションを活用したエージェント仲介業務等スポーツエンタテインメント部門の更なる強化による収益基盤の構築を図ります。映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの構築によるリスク分散化や、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作にて、収益の安定化・事業の拡大を図ります。投資事業においては、投資環境等を十分に考慮した上でリスクを最大限抑えるとともに、企業育成へ投資方針をシフトすることにより、グループ全体での企業価値の底上げを図ります。これらにより営業キャッシュ・フローの増大、営業収益の向上を図ります。

また、グループ全体でのコストコントロールや更なる販売費及び一般管理費の削減や、グループ統制の強化を図る為に管理業務のスリム化と情報の共有化を推進し、事業シナジーを発揮する体制の再構築による経営の効率化を図る所存です。あわせて未行使分の第5回及び第6回新株予約権について投資家と継続的に協議し資本支援を進めることで、財務体質の強化、繰越損失の解消が図れるとともにキャッシュ・フロー面においても改善が見込まれ、積極的な事業拡大も図れるものと考えております。これらの施策と業務提携等を通じ、黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について、特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	199,910,272	199,910,272	ジャスダック証券 取引所 フランクフルト証 券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります
計	199,910,272	199,910,272	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は次のとおりです。

(1) 平成17年2月25日開催臨時株主総会決議に基づく平成17年3月2日取締役会決議

(第1回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	9,900個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	990,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき260円
新株予約権の行使期間	平成17年3月10日から 平成22年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 260円 資本組入額 130円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成17年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月1日付けで10株を1株に併合する株式併合が行われております。新株予約権の数、目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合に伴う調整後の数字を記載しております。

(2) 平成17年2月25日開催臨時株主総会決議に基づく平成17年8月17日取締役会決議

(第2回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	5,920個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	592,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき215円
新株予約権の行使期間	平成17年8月26日から 平成22年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 215円 資本組入額 108円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成17年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月1日付けで10株を1株に併合する株式併合が行われております。新株予約権の数、目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合に伴う調整後の数字を記載しております。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は次のとおりであります。

（１）平成18年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成18年9月4日取締役会決議

（第3回ストック・オプション）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	17,500個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき140円（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年9月19日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 140円 資本組入額 70円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）
新株予約権の取得条項に関する事項	（注4）

（注1）新株予約権1個当たり当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1株未満の端数は切り捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(2) 平成18年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成19年1月16日取締役会決議

(第4回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	17,200個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,720,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき84円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年1月30日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 84円 資本組入額 42円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(3) 平成19年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成20年4月21日取締役会決議

(第5回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	37,450個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	3,745,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき21円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月22日から 平成24年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 21円 資本組入額 11円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

③第三者割当により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1) 平成19年12月28日取締役会決議

(第5回新株予約権)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	41個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	10,250,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき24円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年1月15日から 平成22年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24.144円 資本組入額 13円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使に当たっては一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、62,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)250,000株)。

但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注2) 1 行使価額の修正

後記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に定める新株予約権の取得に係る通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正するものとする。

2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注3) 1 当社は、吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償にて取得できるものとする。
- 2 当社は、新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、(1) 本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、(2) 本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額を120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正する。

(2) 平成20年6月25日開催定時株主総会決議

(第6回新株予約権)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	209個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	104,500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき12円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年6月26日から 平成22年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 12.036円 資本組入額 7円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使に当たっては一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、175,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)500,000株)。
但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注2) 1 行使価額の修正
後記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に定める新株予約権の取得に係る通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正するものとする。
- 2 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価格}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注3) 1 当社は、吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償にて取得できるものとする。
- 2 当社は、新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、(1) 本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、(2) 本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額を120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日 (注)	7,500,000	199,910,272	52,500	1,221,627	37,770	550,685

(注) 新株予約権の行使 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

(5) 【大株主の状況】

① 当第3四半期会計期間において主要株主の異動がありました。

平成21年1月5日付にて、デイスターアセットマネジメント株式会社より当社株式についての大量保有報告書の変更報告書が関東財務局に提出されており、平成20年12月19日付で5,000,000株、平成20年12月22日付で3,340,000株、平成20年12月24日付で5,000,000株、平成20年12月26日付で3,340,000株、平成20年12月29日付で10,000,000株、平成20年12月30日付で9,500,000株が、それぞれ減少している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、平成20年12月30日報告義務発生の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
デイスターアセットマネジメント株式会社	東京都中央区八丁堀三丁目1番5号	1,820,000	0.91

② 平成21年1月5日付にて、インフォテックアライアンスベルhad(Infortech Alliance Berhad)より当社株式についての大量保有報告書変更報告書が関東財務局に提出されており、平成20年12月30日付で保有株式数が6,500,000株減少している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
インフォテックアライアンスベルhad	マレーシア、ペタリング・ジャヤ・セラング・ダルル・イーサン、バンダーサンウェイ46150 PJS11/28A ジャラン58-1	0	0

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注1)	普通株式 159,900	—	—
完全議決権株式(その他) (注2)	普通株式 192,249,400	1,922,494	—
単元未満株式	普通株式 972	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	192,410,272	—	—
総株主の議決権	—	1,922,494	—

(注1) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,208,600株(議決権の数32,086個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田1-11-15	159,900	—	159,900	0.08
計	—	159,900	—	159,900	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	19	18	13	11	10	9	7	5	4
最低(円)	15	13	10	9	5	6	5	2	3

(注) 株価は、株式会社ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、KDA監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	194,642	702,996
売掛金	62,242	240,361
未収入金	39,554	252,485
有価証券	120,592	—
商品有価証券	—	1,691
営業投資有価証券	29,172	134,375
商品等	39,160	40,563
映像配給権	25,481	28,282
前渡金	146,083	178,787
短期貸付金	293,797	706,151
その他	140,117	336,226
投資損失引当金	△2,466	—
貸倒引当金	△109,022	△277,018
流動資産合計	979,354	2,344,901
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	623,411	609,169
コース勘定	359,972	359,972
土地	621,966	621,966
その他（純額）	129,225	127,897
有形固定資産合計	※1 1,734,575	※1 1,719,005
無形固定資産		
のれん	41,358	155,973
その他	523	748
無形固定資産合計	41,882	156,722
投資その他の資産		
投資有価証券	180,883	886,833
長期貸付金	117,416	1,555,163
長期化営業債権	396,084	2,272,545
その他	141,543	66,445
貸倒引当金	△429,964	△3,838,957
投資その他の資産合計	405,963	942,030
固定資産合計	2,182,421	2,817,757
資産合計	3,161,775	5,162,659

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	226,911	1,280,371
短期借入金	32,500	473,512
未払金	810,565	751,347
預り金	39,059	680,204
未払法人税等	14,512	8,099
賞与引当金	41,095	49,831
その他	298,558	148,610
流動負債合計	1,463,204	3,391,977
固定負債		
長期借入金	22,300	35,250
退職給付引当金	215,083	210,065
役員退職慰労引当金	36,428	30,688
会員預り金	387,430	393,030
その他	53,900	53,900
固定負債合計	715,142	722,933
負債合計	2,178,346	4,114,911
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,221,627	4,691,217
資本剰余金	1,092,591	3,402,547
利益剰余金	△1,674,623	△7,223,621
自己株式	△13,467	△13,467
株主資本合計	626,127	856,676
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△24,237	△206,719
為替換算調整勘定	19,398	19,590
評価・換算差額等合計	△4,839	△187,128
新株予約権	65,124	58,095
少数株主持分	297,017	320,106
純資産合計	983,429	1,047,748
負債純資産合計	3,161,775	5,162,659

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	2,335,713
売上原価	1,068,833
売上総利益	1,266,879
販売費及び一般管理費	※1 1,754,300
営業損失(△)	△487,420
営業外収益	
受取利息	33,388
その他	33,916
営業外収益合計	67,305
営業外費用	
支払利息	3,090
債券先物取引評価損	8,712
持分法による投資損失	7,633
その他	8,548
営業外費用合計	27,984
経常損失(△)	△448,099
特別利益	
投資有価証券売却益	7,791
その他	2,954
特別利益合計	10,745
特別損失	
営業投資有価証券評価損	82,731
投資有価証券評価損	158,012
貸倒引当金繰入損	762,022
のれん償却額	75,836
その他	7,765
特別損失合計	1,086,368
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,523,722
法人税、住民税及び事業税	2,226
少数株主損失(△)	△23,088
四半期純損失(△)	△1,502,860

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	694,841
売上原価	334,109
売上総利益	360,731
販売費及び一般管理費	※1 580,200
営業損失(△)	△219,468
営業外収益	
受取利息	2,685
その他	12,712
営業外収益合計	15,397
営業外費用	
債券先物取引評価損	8,712
持分法による投資損失	3,972
その他	1,918
営業外費用合計	14,602
経常損失(△)	△218,673
特別利益	
特別利益合計	—
特別損失	
営業投資有価証券評価損	44,812
のれん償却額	75,836
その他	8,657
特別損失合計	129,306
税金等調整前四半期純損失(△)	△347,980
法人税、住民税及び事業税	956
少数株主利益	10,761
四半期純損失(△)	△359,697

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,523,722
減価償却費	79,103
のれん償却額	114,615
貸倒引当金の増減額(△は減少)	142,089
退職給付引当金の増減額(△は減少)	5,018
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5,739
賞与引当金の増減額(△は減少)	△8,735
株式報酬費用	6,840
受取利息及び受取配当金	△33,392
支払利息	3,090
株式交付費	1,956
為替差損益(△は益)	336
投資有価証券売却損益(△は益)	△7,791
投資有価証券評価損益(△は益)	158,012
持分法による投資損益(△は益)	7,633
売上債権の増減額(△は増加)	247,954
商品有価証券の増減額(△は増加)	1,691
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	171,683
商品等の増減額(△は増加)	1,402
映像配給権の増減額(△は増加)	2,800
仕入債務の増減額(△は減少)	△351,978
前渡金の増減額(△は増加)	△26,296
その他の流動資産の増減額(△は増加)	90,375
未収消費税等の増減額(△は増加)	△2,208
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△234,153
長期化営業債権の増減額(△は増加)	628,109
その他の固定資産の増減額(△は増加)	△75,696
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△5,600
未払法人税等の増減額(△減少額)	8,086
その他	2,364
小計	△590,669
利息及び配当金の受取額	7,757
利息の支払額	△10,560
法人税等の支払額	△12,079
営業活動によるキャッシュ・フロー	△605,552
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△95,138
貸付けによる支出	△933,205
貸付金の回収による収入	174,432
投資活動によるキャッシュ・フロー	△853,912
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△297,500
長期借入金の返済による支出	△21,544
株式の発行による収入	1,271,498
財務活動によるキャッシュ・フロー	952,454
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,343
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△508,353
現金及び現金同等物の期首残高	702,996
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 194,642

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

当社グループは、平成19年3月期におきまして営業損失1,796,524千円、当期純損失6,169,368千円を計上し、平成20年3月期におきまして営業損失1,092,523千円、当期純損失6,240,426千円を計上し、平成21年3月期第3四半期連結会計期間におきましても営業損失219,468千円、四半期純損失359,697千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況に該当しております。

当第3四半期連結会計期間における当社グループは、レジャー事業においては、営業活動での大口顧客誘致などにより各施設の入場者数並びに売上高は増加しましたが、映像・音盤関連事業における映像制作の受注の減少や、投資事業においても市場環境の悪化等により有価証券の売却が当初見込みよりも進まず、売上高は減少しました。また、経費面においては、スポンサー費用を含む広告宣伝費やレジャー施設等の減価償却費の計上があるものの、賃借料等費用削減に努めた結果、ほぼ例年通りの数字で推移しておりますが、当初策定した費用削減計画を下回る見込みであり、当第3四半期連結会計期間においても営業損失が発生しております。

平成21年3月期につきましては、レジャー事業においては、株式会社アイアイ（スポーツ製品の製造販売等）との資本・業務締結契約によりアイアイ社と共同でスポーツ選手向け製品の開発・販売による事業拡充を見込むと共に、当社の映像制作企業といったハード面や豊富なリレーションを活用したエージェント仲介業務等スポーツエンタテインメント部門の更なる強化による収益基盤の構築を図ります。映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの構築によるリスク分散化や、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作にて、収益の安定化・事業の拡大を図ります。投資事業においては、投資環境等を十分に考慮した上でリスクを最大限抑えるとともに、企業育成へ投資方針をシフトすることにより、グループ全体での企業価値の底上げを図ります。これらにより営業キャッシュ・フローの増大、営業収益の向上を図ります。

また、グループ全体でのコストコントロールや更なる販売費及び一般管理費の削減、グループ統制の強化を図る為に管理業務のスリム化と情報の共有化を推進し、事業シナジーを発揮する体制の再構築による経営の効率化を図る所存です。あわせて未行使分の第5回及び第6回新株予約権について投資家と継続的に協議し資本支援を進めることで、財務体質の強化、繰越損失の解消が図れるとともにキャッシュ・フロー面においても改善が見込まれ、積極的な事業拡大も図れるものと考えております。これらの施策と業務提携等を通じ、黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。

このため、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 会計処理基準に関する事項の変更

① リース取引に関する会計基準の適用

第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を早期適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。なお、当該変更に伴う当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

② 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。なお、当該変更に伴う当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度の減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、 912,724千円であります。 2 受取手形裏書譲渡高は、26,890千円であります。 3 偶発債務 保証債務 (1) 下記の連結会社以外の会社の金融機関から の借入に対し、債務保証を行っております。 スイート・ベイジル(株) 167,502千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、 836,102千円であります。 2 受取手形裏書譲渡高は、41,400千円であります。 3 偶発債務 保証債務 (1) 下記の連結会社以外の会社の金融機関から の借入に対し、債務保証を行っております。 スイート・ベイジル(株) 181,470千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
給与手当	444,200 千円
広告宣伝費	218,493 千円
支払手数料	151,220 千円
賞与引当金繰入額	79,238 千円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
給与手当	146,281 千円
広告宣伝費	87,232 千円
支払手数料	46,336 千円
賞与引当金繰入額	35,242 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	194,642 千円
預入期間が3か月超の定期預金	—
現金及び現金同等物	194,642 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	199,910,272

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	159,983

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	123,547,000	65,124
連結子会社	—	—	—
合計		123,547,000	65,124

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

前連結会計年度末に比して、以下のとおり株主資本の金額に著しい変動が認められます。

(千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	4,691,217	3,402,547	△7,223,621	△13,467	856,676
当第3四半期連結会計期間末までの変動額					
資本金の取崩	△4,191,217	4,191,217	—	—	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—	△7,051,858	7,051,858	—	—
新株の発行	721,627	550,685	—	—	1,272,312
四半期純損失	—	—	△1,502,860	—	△1,502,860
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計	△3,469,590	△2,309,955	5,548,998	—	△230,548
当第3四半期連結会計期間末残高	1,221,627	1,092,591	△1,674,623	△13,467	626,127

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

区分	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
株式	132,422	111,637	△20,785
計	132,422	111,637	△20,785

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	レジャー事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	618,644	52,446	12,500	11,250	694,841	—	694,841
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	359	—	54,600	8,571	63,531	△63,531	—
計	619,004	52,446	67,100	19,821	758,372	△63,531	694,841
営業利益又は営業損失 (△)	△8,865	△100,697	△74,968	△37,442	△221,974	2,505	△219,468

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	レジャー事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,996,825	274,057	13,071	51,759	2,335,713	—	2,335,713
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	861	2,844	169,200	25,714	198,620	△198,620	—
計	1,997,686	276,902	182,271	77,473	2,534,333	△198,620	2,335,713
営業利益又は営業損失 (△)	34,785	△255,624	△205,138	△68,960	△494,938	7,517	△487,420

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業シナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が、いずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
3.11円	5.99円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	983,429	1,047,748
普通株式に係る純資産額(千円)	621,288	669,547
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	65,124	58,095
少数株主持分	297,017	320,106
普通株式の発行済株式数(株)	199,910,272	111,855,272
普通株式の自己株式数(株)	159,983	159,983
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	199,750,289	111,695,289

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △9.24円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額(△) △1.81円 同左

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(千円)	△1,502,860	△359,697
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△1,502,860	△359,697
普通株式の期中平均株式数(株)	162,580,089	198,418,767
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(普通株式10,450万株)なお、概要は「第4 提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	第6回新株予約権(普通株式10,450万株)なお、概要は「第4 提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオメガプロジェクト・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任者は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成19年3月期に続き、平成20年3月期においても大幅な当期純損失を計上しており、当第3四半期においても四半期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。